

議員提出意見書案第 8 号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 9 月 17 日

総務常任委員長 鈴木 忠 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻なものとなります。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の主旨から、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 免税軽油の制度を継続していただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

内閣総理大臣

総 務 大 臣 宛

財 務 大 臣

農林水産大臣

議員提出意見書案第9号

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により提出します。

平成22年9月17日

提出者	須賀川市議会議員	八木沼	久夫
賛成者	同	相楽	健雄
同	同	川田	伍子
同	同	菊地	忠男
同	同	大内	康司
同	同	高橋	秀勝

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書

昨今、わずかな米の過剰ではじまった需給のゆるみが、政府が適切な対策をとらなかったために雪だるま式に広がり、米価は9か月連続で下落し、ついに6月の相対取引価格は史上最低まで落ち込んでいます。

この間、政府の需要予測の狂いもあり6月末在庫は316万tにもふくれ上がる一方、豊作が予想される今年の作柄とも相まって、「米過剰」は一層、深刻化しようとしています。

超早場米の出荷がはじまりましたが、宮崎県のコシヒカリの生産者概算金は前年より2,000円も低い1万円となり、それに続く早場米地帯の概算金も千葉県、大分県などで1万円と報じられなど、深刻な事態になっています。

市中相場は新米で1万2,500円程度といわれ、売れ残っている2009年産米は、さらにそれ以下の価格にならざるを得ません。現状を放置すれば、米の需給の混乱も米価の下落もかつて経験したことのない異常事態になることは必至と思われれます。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものです。それはまた、国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進めている米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万t程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上の趣旨から下記の事項についての意見書を政府及び関係機関に対し提出いたします。

記

- 1 年産にかかわらず40万t程度の買い入れを緊急に行うこと。
- 2 米価の下落対策を直ちに講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 9 月 日

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆議院議長
参議院議長 宛
内閣総理大臣
農林水産大臣

議員提出意見書案第 10 号

2011 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 9 月 17 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの学級規模を引き下げる必要があります。

福島県では、2002 年度（平成 14 年度）に小学校 1 年と中学校 1 年で 30 人学級を実施しました。その後、2005 年度（平成 17 年度）からは、小中学校全学年で県単独の少人数教育が実施されています。県教育委員会の調査（平成 19 年度）では、児童生徒は「勉強がわかるようになった」、「先生と子どもが話をする機会が増えた」、保護者は、「丁寧に見てもらえるようになった」、教員は、「個に応じた指導ができる」、「指導面で早期に対応できる」など、それぞれの立場で少人数教育の良さを実感していることが明らかになりました。また、生活面での指導の充実にも成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっています。

少人数教育は大きな成果を上げています。そして、児童生徒、保護者、教職員の多くは少人数教育の継続を望んでいます。今後さらに充実した少人数教育を行うためにも、国の財政負担と責任で学級編成基準を 30 人以下とする標準算定基準の改正が必要です。そして、充実した教育を進めるためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を二分の一に回復するなど教育予算の拡充が必要です。また、地方財政が厳しい中でも教育諸条件整備を進められるように、学校施設整備費・図書費・就学援助・奨学金など国の教育予算の拡充を進める必要があります。

このような理由から、政府及び関係機関に対し下記の事項の実現について強く求めます。

記

- 1 子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など 2011 年度の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

文部科学大臣
総務大臣 宛
財務大臣

議員提出意見書案第 11 号

複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 22 年 9 月 17 日

教育福祉常任委員長 加藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書

少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えています。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されています。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員の加配に努力されていますが、まだまだ解消されていません。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って、学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っています。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズにいかず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりします。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っています。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら、学習活動や学校運営を行っている現状にあります。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うところです。

また、小規模校ということで、事務職員または養護職員が未配置の学校もあります。子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等です。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要です。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在します。栄養職員の配置されていない学校では、その業務を養護職員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっています。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要です。

このような理由から、政府及び関係機関に対し下記の事項の実現について強く求めます。

記

- 1 子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定

数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護職員、栄養教職員の配置基準の改善を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

文部科学大臣

総務大臣 宛

財務大臣

議員提出意見書案第 1 2 号

細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 2 年 9 月 1 7 日

教育福祉常任委員長 加 藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児にとってきわめて重篤な感染症です。発症初期は、発熱以外に特別な障がいがなく、早期診断が困難であることから、その対処法としては、罹患前のワクチン接種による予防が非常に有効であると言われていきます。

平成 10 年に WHO(世界保健機関)が乳児への定期接種を推奨する声明を出したことを受け、インフルエンザ菌 b 型(Hib)ワクチンは、現在 100 カ国以上で承認され、90 カ国以上で定期予防接種が行われています。これらの国々では、インフルエンザ菌 b 型による細菌性髄膜炎が激減しており、副作用も軽微で安全性が高いことや、医療費の削減効果が報告されています。

一方、我が国においては、Hib ワクチンは平成 19 年 1 月に承認、一昨年 12 月から販売が開始されましたが、いまだに任意接種であり、公的支援も充分ではないことから、4 回の接種費用が約 3 万円前後と自己負担が大きく、全国的な導入普及が遅れています。また、肺炎球菌ワクチンについても、乳幼児に使用できる七価ワクチンが、ようやく昨年 8 月に承認されたばかりです。

国内の細菌性髄膜炎の発症を未然に防止し、医療費の削減を進めるためにも、Hib ワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期接種化等が急がれるところです。

よって、政府及び関係機関に対し下記の事項の実現について強く求めます。

記

- 1 すみやかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患(一類疾病)に位置付けること。
- 2 Hib ワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 宛

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣